

前払金・中間前払金制度について（お知らせ）

留萌市では、平成26年4月1日より下記のとおり前払金制度の改正と中間前払金制度の創設を行いました。

4月1日以降に契約を行いました工事契約等から実施いたします。

		現 行	改 正 後
前 払 い	対象金額	契約金額 500万円以上	設計金額 300万円以上
	対象期間	工期 60日以上	工期 50日以上
	金額割合	工事 契約金額の10分の4以内 委託 契約金額の10分の3以内	現行どおり
	限度額	3,000万円以内	限度額を設けない
中 間 前 払 金	対象金額	制度なし	契約金額 500万円以上
	対象期間		工期 50日以上
	金額割合		契約金額の10分の2以内
	限度額		限度額無 ただし、契約金額の10分の6を超えないこと。
	対象条件		①工事期間の2分の1を経過していること。 ②対象となる時点で工程表のとおり工事が完了していること。 ③工事に要する経費が契約金額の2分の1以上となっていること。 ④部分払いを行う工事でないこと。
	申請方法		監督員へ「工事進捗状況報告書」を提出し、承認を受ける。 ※市HPを参照ください